

## 88 大進歴々とは

問 伊達家の家臣の中で大進歴々というのは、どのような身分のことですか。

答 大進とは、給与の額面についていわれるもので、3百貫〔3千石〕以上の高禄者の総称です。また歴々とは、家臣の家格の等級についていわれるもので、その格付けの上位にある一家・準一家・一族を総称します。これについて、「藩臣須知」に次の記事があります。『大進とは三千石以上歴々とは御一家御一族に有之由、延享四年〔1747〕九月伺之上孫兵衛殿より被仰渡候事』<sup>(1)</sup>  
伊達家では、家禄のことを「進退」<sup>(2)</sup>といていましたので、3千石以上の者を大進と称したの<sup>(3)</sup>であります。「寛文十年〔1670〕知行帳」によりますと、3百貫〔3千石〕以上の者が23家ありました。これら大進の者は、3千石未満の者とは格差のある諸種の待遇を与えられていました。一例を挙げますと、厳然たる階級社会でしたので、衣服のことに至るまできびしい規制が行われていますが、その中で大進の者に対しては、次のような特別扱いがなされています。「藩臣須知」にも、『三千石以下は家柄役之高下によらず巻物〔まきもの〕已上〔いじょう〕着用難成候事』などとあります。この3千石の線は、伊達家に限らず、他の諸侯の場合も、上位者ランクの基準だった<sup>(4)</sup>ところが多いようです。徳川家の直臣すなわち旗本も、3千石以上は「守名乗」〔かみなのり〕が<sup>(5)</sup>許されていました。

伊達家の家臣団は、伊達家の勢力が最も拡張された戦国末期の晴宗・輝宗・政宗の3代間に形成されました。その上層部の家格は、伊達家との親縁関係や家系・由緒あるいは功勞等によって格付けされたものです。これを一門・一家・準一家・一族・宿老・着座・太刀上・召出の8等級に区分<sup>(6)</sup><sup>(7)</sup><sup>(8)</sup><sup>(9)</sup>し、各等級のうちに於てまたその序列が定められました。この制は、政宗の代から4代綱村の代までに整備されて、固定したものになりました。このうち最高級の一門は「御客大名」とか「御連枝」とか呼ばれて別格です。次位の一家〔準一家を含める〕とそれに次ぐ一族とを合わせて歴々と称します。一家・一族の制は、伊達家には古くからあったもので、必ずしも血縁関係がなくても、服属した有力家中を、一家・一族の名を以て呼び、統制結合の強化を図ってきたのであります。これに対して準一家は、一門の制とともに政宗が創始したもので、政宗の代に伊達氏に服属するに至った外様の名家に与えられました。一家・一族の制は、中世大名家一般に見られたものですが、徳川時代に入ってからもこれを持続した大名は、他になかったことからすれば、伊達家中世的伝統の強さが知られます。一家は鮎貝・秋保・柴田・小梁川・塩森・大条・泉田・村田・黒木・石母田・瀬上・中村・石川・中目・亘理・梁川・片倉の17家。準一家は猪苗代・天童・松前・葦名・本宮・高泉・葛西・上遠野〔かどの〕・保土原・福原のもと独立大名10家。一族は大立目・大町〔胆沢

金ヶ崎)・大塚・大内・西大条・小原・西大立目・中島〔江刺郡上口内〕・宮内・中島〔伊具郡金山〕・茂庭・遠藤〔胆沢郡下衣川〕・佐藤・畠中・片平・下郡山・沼辺・大町〔宮城郡中野〕・高城・大松沢・石母田・坂の22家。このほか政宗時代の一家だった原田〔甲斐〕・砂金・大窪・志賀等の諸家は、後に断絶しました。

なお、歴々の家は別に大家または三席とも呼ばれ、更に一門・歴々を門閥とも総称しました。

注(1) 伊達家の家臣としての執務ハンドブック的なもので、桜田良佐〔幕末の出入司、勤王派〕の書き留めたものらしく、原本は斎藤報恩会博物館図書部に所蔵されている。「宮城県史」第32巻に収録された。

注(2) 後藤孫兵衛。諱は元康〔もとやす〕。遠田郡不動堂で260貫を給せられていた宿老。享保20年〔1735〕奉行となり、第5代の名君吉村の中興の大業をよく補佐した。寛延2年〔1749〕宇和島伊達家が家系本末の争を起し、幕府の採り上げる問題に発展した時、孫兵衛は重大な決意を示して宇和島の国老と対決し、宇和島本家説を白紙撤回させた。孫兵衛は、伊達本家の榮譽を護持した名臣として、その名は高くたたえられた。翌寛延3年9月16日歿、53才、不動堂大聖寺に葬る。

注(3) 「仙台方言考」(真山青果)に、『仙台にては旧藩の俸禄を「しんだい」といふ。古文書には進退、身体、身代などあり。「あの家のしんだいは二十貫だ。」しんだいがらは高禄の者をいふ。普通語に、歴々の人を家がらといふに同じ。「さすがに進退柄の生れで、卑しいところがない」「あの家は進退がらだ」の類。』。また「伊達騒動実録」(大槻文彦)に『家禄ヲ進退トイヒキ、身代ノ当字ナルベシ』とある。正徳4年〔1714〕8月28日伊達吉村の出した儉約令に『大進少進共ニ其ノ分限ニ応シ、衣服居所等諸事驕奢ヲ禁シ、節儉第一ニ相守ルヘキ事』ともある。

注(4) 軸に巻いた反物〔上等な織物〕。「藩臣須知」に『巻物者縮緬〔ちりめん〕・紗綾〔さあや、さや。地が平組織で文様が経〔たて〕の4枚綾の絹織物。室町末頃から江戸前期頃まで主として男物に用いた。〕・紹〔ろ〕之類』としている。

注(5) 国守の官名を名のる。

注(6) 「伊達家旧臣伝記」(田辺希文奉命撰)に、『着座一番座ノ者ヲ宿老ノ三家トス、代々家老トナルベキ家格ニテ、宿老ハ家格ノ称ノ如クニテ、又職名ノ如シ、家老ノ現職ナラズトモ、公式ノ書ニハ、家老ト連署セリ、但シ政事ニハ関セズ』とあり、また「司属部分録」(「伊達氏史料」1の27。「仙台市史」第8巻に収録)には、『御宿老ハ代々御家老ニ而、一門一家一族ノ輩ヲ指揮ス』とある。伊達家では、藩政を執行する職を「奉行」と称されるようになってから、宿老は代々家格として称される。宿老の家は、もと浜田・富塚・

原田・津田等があったが、藩主側近にあって政治的責任をとり、或は藩主の怒をうけてその家絶えるものあり、格を下げられるものが多かった。幕末には遠藤・但木・後藤の3氏が宿老であった。遠藤氏は、天正4年〔1576〕基信が相馬の役に従軍して奉行となつてから、代々宿老に列した。但木氏は、元禄8年〔1695〕重信が奉行職となり、12月宿老に列した。後藤氏は、前出注(2)の孫兵衛元康が奉行職となり、その子寿康が宝暦7年〔1757〕7月1日宿老に列せられた。

注(7) 毎年正月の賀礼に登城して、主君に太刀〔木製の飾太刀。上り太刀といい、献上用として作られたもの。木製黒塗、総長2尺位、柄糸は紫色、鐔・鑑〔こじり〕その他の金具はすべて真鍮〕・馬〔馬代として銀子1枚。近世において銀を3寸程の平たい楕円形として紙に包んで贈答献上に用いたもの、銀子1枚の公定相場銀43匁で、約3分に当る。〕を献上し、各序列に従って座につき、盃を賜る家格。元旦を一番座、2日を二番座として差をつけた。一番座は前出注(6)の宿老3家で、また着座宿老とも呼んだ、寛政4年〔1792〕「伊達世臣家譜」完成の頃には28氏だったが、幕末には6氏が新たに加わった。着座家は、元来低い身分から政宗に登用され、慶長以後藩政に献身し、その功によって列せられた者が多い。特に奉行に任せられた家は着座となる例であった。一門・一家・一族の諸家が由緒ある家々であるのに対し、着座家はその手腕と才能によって列せられた者で、伊達家に於ける人的要素をなしていた。着座家は、また家柄とも称せられた。

注(8) 毎年正月の賀礼に太刀〔前出注(7)参照〕を献上し、主君から盃を賜わる家格で、政宗の代に創始された。一番座は8氏で永代御盃頂戴ともいい、二番座は1氏だけだった。

注(9) 毎年正月の宴会に召し出される資格のある家格。「伊達世臣家譜」の二番座召出平賀氏の項に『按天正十六・七年之間、賜宴近世召出始于是矣、後至寛永二、三年之間〔1625～26〕、召出者各称其名』とあり、また同書「召出之部」の始めに、『召出謂歳首賜宴日謁者呼名以進者、故国初称之呼懸、有陪元日宴者、有陪二日宴者、是以有番次之目、』とある。寛永の初め頃その制ができたようである。後に若年寄に任せられた大番士の家は召出になる例であった。寛政の頃の召出一番座は38氏、二番座は51氏あった。召出家は本来大番士の列にあるものの中から、特に召出として格付けされたものであるから、召出を大番士の列に入れる場合もあり、また召出家を大番組召出の家とも呼んだ。

資料 藩臣須知（「宮城県史」第32巻の内）